

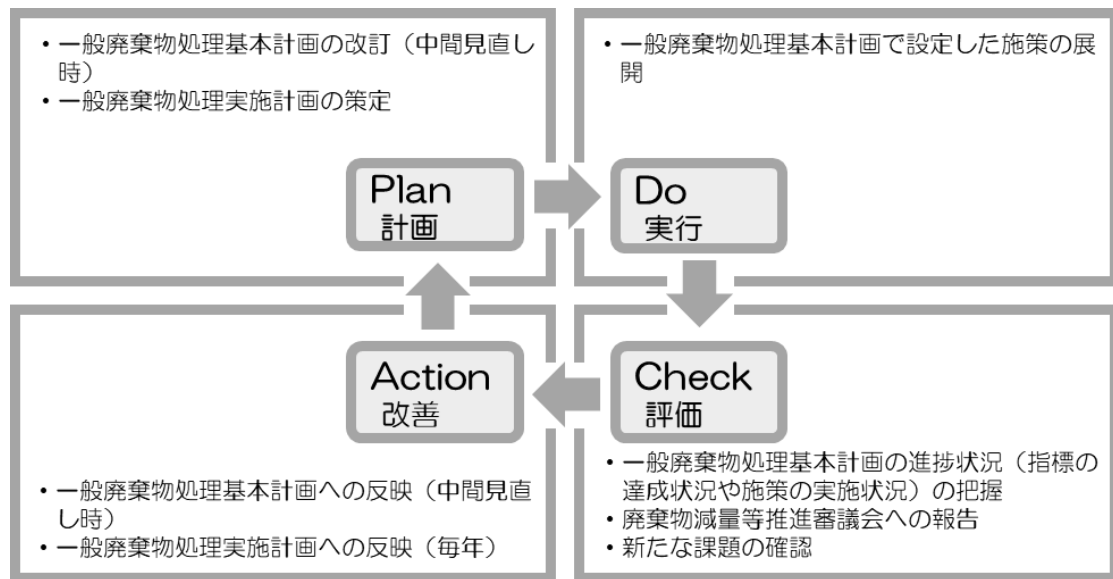
茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画 令和7年度年次報告書(案)

令和 年 月

1. 進行管理の基本的な考え方

令和7年3月に策定した「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）」第5章において、計画で設定した施策を効果的に展開していくために、“PDCAサイクル”に基づき計画の進行管理を行うこととしています。

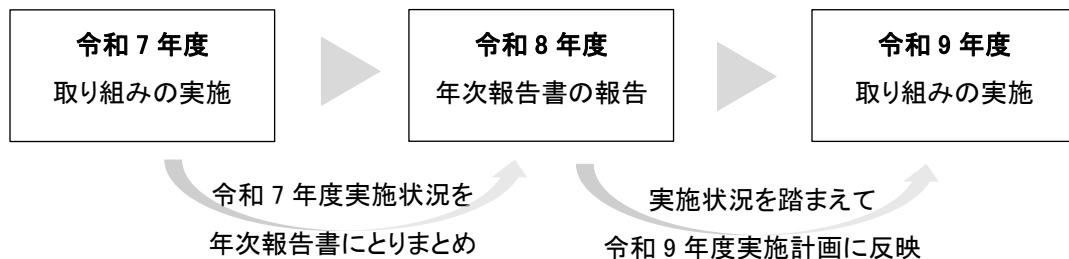
【第5章 図1 PDCA サイクル】



2. 毎年度の進行管理

毎年度の進行管理として、計画に掲げる全ての施策の前年度の実施状況を一般廃棄物処理基本計画年次報告書（以下、「年次報告書」）にとりまとめ、それらについて茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」）に報告します。審議会からの意見等は、翌年度の一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」）に反映させることで、施策の進め方の改善を図るとともに、新たな課題を確認します。

【進行管理イメージ】



1. ごみ処理基本計画

(1) 基本目標達成状況

項目	方向性	令和 5 年度	令和 7 年度			令和 11 年度	令和 16 年度
		実績 (計画策定時)	実績	目標	達成状況	目標 (中間目標)	目標 (最終目標)
ごみの年間排出量(t)		63,206t	61,166t	62,117t	○	61,954t	61,869t
リサイクル率(%)		27.4%	29.3%	29.3%	○	31.6%	35.7%
最終処分率(%)		7.3%	5.3%	5.8%	○	3.7%	0%
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)		576 g	517g	568g	○	558g	550g

注1) 達成状況は、当該年度の目標値と実績値を比較します。

(2)各施策の実施状況

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化

ごみの排出抑制や再生利用の促進によるごみの減量化は、環境への負荷を軽減し、限りある資源の有効活用にも繋がります。社会的課題であるプラスチックごみや食品ロスの削減、今後も増加が予想される事業系ごみへの対応を重点的な課題と捉え、「排出者責任」だけでなく、「拡大生産者責任」の視点も踏まえたうえで効果的な取り組みを積極的に推進します。

施策	
1 家庭系ごみの減量化	1-1 プラスチックごみの削減 重点
	1-2 食品ロスの削減 重点
	1-3 生ごみの削減
	1-4 グリーンリサイクルの推進
2 事業系ごみの減量化	2-1 拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進 重点
	2-2 ごみ搬入時における指導 重点
	2-3 食品ロスの削減 重点
	2-4 ごみ処理手数料の見直し

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
1-1	ウォーターサーバー設置及び利用による プラ新法の普及啓発	16 台 76,810ℓ				
1-1	プラスチック製品のリサイクルの検討に 係る関係各所との実務協議回数	12 回				
1-2	食品ロス削減推進計画に記載					
1-3	家庭用生ごみ処理機購入費補助金 補助金交付件数及び予算執行率	206 件(台) 89.3%				
1-4	剪定枝資源化量	742t				
2-1	多量排出事業者数 計画書提出数	24 者 23 者(閉店)				
2-2	事業系ごみの内容物調査回数 適正排出指導を実施した事業者	2回 4者				
2-3	食品ロス削減推進計画に記載					
2-4	事業系ごみ処理手数料の改定の検討	事業系ごみ 直接搬入量 11,028t				

参考データ	実績(年度)				
	R7	R8	R9	R10	R11
家庭系ごみ排出量(t)	50,138				
事業系ごみ排出量(t)	11,028				

※家庭系ごみ排出量は、家庭系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ等・資源物)の合計です。

取組内容(実績)

【施策1 家庭系ごみの減量化】

■プラスチックごみの削減では、令和9年度からの製品プラスチック分別収集の実施に向けた関係各所との実務調整を進め、実施体制を確立しました。また、給水スポットの設置を継続するとともに、市ホームページで利用実績を公表し、「ごみ通信ちがさき」によるマイボトル利用促進の啓発を実施しました。

■生ごみの削減では、市ホームページ等を活用した普及啓発を行うとともに、家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付事務を適正に執行しました。

■グリーンリサイクルの推進では、剪定枝のリサイクルを継続的に実施しました。また、事業者と連携してバイオマス発電所から発生する焼却灰を草木灰として市民に無償配布し、剪定枝のリサイクルについての啓発を実施しました。

【施策2 事業系ごみの減量化】

■拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進では、年間60t以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者に対し、減量化等計画書の提出を依頼し、事業系一般廃棄物の減量化を促進しました。また、収集時に事業系ごみと疑われるごみについて開封調査等を実施し、適正排出に向けた指導・啓発を行いました。

■ごみ搬入時における指導では、環境事業センターに搬入された事業系廃棄物の内容物調査を実施し、茅ヶ崎市外で発生した廃棄物や産業廃棄物の混入に対する指導を行うとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者に対する適正な収集運搬に向けた指導を実施しました。

■ごみ処理手数料の見直しについては、ごみ処理に係る経費や事業系ごみの排出量の把握に努めるとともに、近隣市の状況把握を行いました。

取組の課題

【施策1 家庭系ごみの減量化】

■プラスチックごみの削減では、給水スポットの拡充を図るため、設置基準の整備が課題となっています。また、令和9年度から開始する製品プラスチックの分別については、市民に分かりやすく周知し、円滑に分別収集を実施する必要があります。

■生ごみの削減では、家庭用生ごみ処理機の利用ニーズが高い状況を踏まえ、実情に応じた予算確保を図る必要があります。

【施策2 事業系ごみの減量化】

■拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進については、事業系ごみと疑われるごみの開封調査を実施していますが、排出事業者名の特定に至らない場合があることが課題となっています。

■ごみ処理手数料の見直しについては、手数料改定の判断基準とする指標について検討する必要があります。

今後の方向性

【施策1 家庭系ごみの減量化】

■プラスチックごみの削減では、令和9年度からの製品プラスチック分別収集の開始に向け、プラスチック資源循環促進法の趣旨や正しい分別方法について、市民への周知を進める必要があります。また、更なるプラスチックごみの削減に向け、給水スポットの拡充を図ってまいります。

■生ごみの削減では、家庭用生ごみ処理機の一層の普及促進に向けた効果的な啓発を進めるとともに、補助金の交付を遂行してまいります。

■グリーンリサイクルの推進では、収集予約方法についてオンライン予約システムを導入することで利便性の向上を図り、リサイクルの推進に取り組みます。

【施策2 事業系ごみの減量化】

■拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進では、多量排出事業者に対する減量化等計画書の提出を通じて、ごみの発生抑制や資源化の取り組みを促進し、事業者による主体的なごみ減量を推進します。また、家庭系ごみを装って排出される事業系ごみについては、市職員による排出状況の確認や必要に応じた神奈川県との連携による排出事業者への指導を継続し、適正排出の徹底を図ります。一定の効果が得られていることから、今後も指導を継続するとともに、職員間で指導方法を共有し、統一的な対応、体制の構築を進めてまいります。

■ごみ搬入時における指導では、一般廃棄物収集運搬許可業者に対する内容物調査を継続し、適正な収集運搬に向けた指導を実施してまいります。

■ごみ処理手数料の見直しについては、ごみ処理に係る経費や事業系ごみ量の変動について把握し、処理手数料の改定について検討してまいります。

基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり

各媒体による情報提供・啓発を行い、環境問題をより身近に感じ、環境に配慮できる生活を目指し、循環型社会を担う人材育成のため、学校での環境学習や市民、自治会、事業者向けの講座を行います。また、地域清掃活動を通じて、環境問題への関心が高まるよう清掃活動への支援に努め、ごみのポイ捨て、ごみ捨てマナーの啓発活動を行い、環境の美化意識の向上を図ります。

施策	
3 きめ細やかな情報発信	3-1 情報発信の充実
	3-2 環境教育の推進
	3-3 ごみ処理施設の活用
4 環境美化の推進	4-1 不法投棄防止対策の徹底
	4-2 環境指導員の活動支援
	4-3 ポイ捨ての防止
	4-4 地域清掃の支援

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
3-1	ごみの適正分別等に関する周知・啓発	ごみ通信ち がさき発行 118,000 部				
3-1	SNS 投稿回数 ごみと資源物の分け方・出し方発行部数 ごみサク掲載品目数	227 回 120,000 部 2,025 品目				
3-2	自治会等への環境学習会(出前授業)実施回数(参加人数)	17 回 (510 人)				
3-2	小中学校での環境学習会(出前授業)実施回数(参加人数)	14 回 (1,582 人)				
3-3	環境事業センター施設見学会参加人数	2,363 人 (延べ)				
3-3	寒川広域リサイクルセンター施設見学会参加人数(団体数)	1,031 人 (19 団体)				
4-1	不法投棄件数(回収量) 不法投棄のパトロール日数 監視カメラ設置数 啓発看板設置数	115 件(3.3t) 259 日 2 基 22 枚				
4-2	環境指導員(R8.3 時点) 環境指導員地区会議参加人数	364 人 262 人				
4-3	ポイ捨て禁止看板配布枚数	63 枚				

4-4	地域清掃参加人数	7,076 人				
	美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎参加人数	1,096 人				

取組内容(実績)

【施策3 きめ細やかな情報発信】

■情報発信の充実では、啓発紙「ごみ通信ちがさき」を発行し、異物混入が問題となっているプラスチック製容器包装類の適正排出などについて周知するとともに、新たな分別区分である「スプレーかん」について、周知チラシを作成し窓口での案内に活用しました。また、市民が正しくごみの分け方・出し方を理解し、ごみの分別に取り組めるような様々な媒体を通じて周知啓発を実施しました。

■環境教育の推進では、環境学習会の実施内容の見直し拡充を行い、自治会等及び小中学校からの要望に対し柔軟に応え、環境学習会(出前講座)を実施しました。

■ごみ処理施設の活用では、小学生や自治会等の団体に対し、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場及び寒川広域リサイクルセンターの施設見学会やバスツアーを実施し、ごみの減量化や適正な分別・排出に関する啓発を行いました。

【施策4 環境美化の推進】

■不法投棄防止対策の徹底では、不法投棄を防止するため、毎日のパトロールをはじめ啓発、監視カメラ等の設置などを実施するとともに、不法投棄が多い地域の住民と連携した取り組みを推進しました。

■環境指導員の活動支援では、地域で活動する環境指導員を委嘱し、定期的な地区会議を通じてごみ行政における課題や取り組みの方向性を共有することで、地域の現場で活動する環境指導員を支援しました。

■ポイ捨ての防止では、環境政策課窓口においてポイ捨て禁止看板を配布し、ポイ捨て防止に対する意識向上を図るとともに、より効果的にポイ捨て防止を呼び掛けるため、通行者の目に留まりやすいデザインの大看板を追加し、ポイ捨て防止への関心喚起や注意喚起の強化を図りました。

■地域清掃の支援では、ボランティアごみ袋の提供や清掃用品、マイクロプラスチック採取道具の貸出しを行ったほか、美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を開催しました。

取組の課題

【施策3 きめ細やかな情報発信】

■ごみ処理施設の活用では、施設見学会にかかる受付事務や当日の案内に相当な人数を要していることが課題となっています。

【施策4 環境美化の推進】

■不法投棄防止対策の徹底では、不法投棄がなくなり、多発する地域もあることが課題となっています。

■環境指導員の活動支援では、高齢化や負担感により、指導員の継続が難しい地域や担い手不足のため、後任が決まらないことが課題となっています。

今後の方向性

【施策3 きめ細やかな情報発信】

■情報発信の充実では、あらゆる機会と啓発媒体を活用しながら、引き続きごみの適正分別のための情報発信を行います。また、ホームページなど従来の方法に限らず、SNSなど様々な媒体を通じて、市民や事業者の皆さまに分別や排出方法に関する情報等を発信してまいります。また、「ごみと資源物の分け方・出し方」についても分かりやすく伝わりやすい冊子となるよう、引き続き検討してまいります。

■環境教育の推進では、より多くの市民に環境学習の機会を提供できるようオンラインでの申込み手法の拡充や実施機会の創出を行ってまいります。

■ごみ処理施設の活用では、施設見学会を通じて、引き続きごみの減量化や適正分別・排出の啓発を図るとともに、市民の意識を高めるために効果的な内容の廃棄物処理施設見学会を実施するとともに施設見学会に係る事務の効率化を図ってまいります。また、寒川広域リサイクルセンターについても施設見学会の実施機会の拡充を図ってまいります。

【施策4 環境美化の推進】

■不法投棄防止対策の徹底では、不法投棄防止を推進するため、昼夜のパトロールの実施のほか、監視カメラや啓発看板等の設置を実施するとともに、不法投棄が多発する地域住民と意見交換会等を通じ、市民と連携して不法投棄対策に取り組んでまいります。

■環境指導員の活動支援では、環境指導員の役割や活動内容をわかりやすく周知するとともに、地域の課題に寄り添い環境指導員の支援を行ってまいります。

■ポイ捨ての防止では、ポイ捨て禁止看板の配布による啓発に留まらず、より多くの市民の方にきれいなちがさき条例を知っていただくために、LINE や X などSNSを活用した情報発信を行うとともに、問い合わせに応じた現地調査を実施し、状況に応じて作成したポイ捨て禁止ポスターの設置などにより、啓発活動を進めてまいります。

■地域清掃の支援では、自治会や団体等へボランティアごみ袋を提供し、地域・環境事業センターとの収集日や場所等の調整を進めてまいります。また、美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎の円滑な運営を図ってまいります。

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

少子高齢化等の社会状況やコロナ禍を経て多様化してきているライフスタイルなど本市を取り巻く環境の変化を踏まえた、また、災害時にも対応できる安定的で、かつ、効率的なごみ処理システムを確保します。

施策	
5 社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築	5-1 安全で確実な収集運搬の実施
	5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実
	5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討
6 持続的な中間処理と最終処分の実施	6-1 計画的なごみ処理施設の整備
	6-2 中間処理施設の適正管理
	6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進
	6-4 最終処分場の適正管理
7 災害に強いごみ処理システムの構築	7-1 災害発生時の迅速な体制の整備
	7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
5-1	新たな収集方法の検討	スプレーかん				
5-2	安心まごころ収集対象世帯数	666 世帯				
5-3	戸別収集対象エリア数 戸別収集対象世帯数	(実験事業) 8 エリア 7,160 世帯				
6-1	湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議	2 回				
6-2	地元団体との定期的な打ち合わせ(中間処理施設関係)	1 回				
6-2	ごみ処理に関する事務の事務委託に関する連絡会議	2 回				
	資源物処理に関する事務の事務委託に関する連絡会議	2 回				
6-3	燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量 焼却残渣の資源化量	684 t 2,988 t				
6-4	地元団体との定期的な打ち合わせ(最終処分場関係)	2 回				

7-1	既存協定先との訓練回数	2 回				
	災害廃棄物関連研修の参加回数	2 回				
7-2	業務継続計画に関する研修の参加回数	1 回				

取組内容(実績)

【施策5 社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築】

■安全で確実な収集運搬の実施では、これまでの収集実績や地域ごとのごみ量を踏まえ、収集コースごとのごみ量のバランスや収集効率を考慮して構築した収集ルートに基づき、安定した収集運搬を実施しました。また、大規模な開発等によるごみ量の変化や、集積場所の増加、移動などの要因により、修正の必要が生じた場合には随時収集ルートを更新して対応しました。

■高齢者・障がい者に配慮した収集の充実では、一人では集積場所へのごみ出し困難な状況にある対象者を支援し、衛生的な生活環境の維持を推進しました。

■今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討では、市内一部地域を対象とした戸別収集の社会実験(戸別収集実験事業)を実施し検証結果をとりまとめるとともに、確認することができた戸別収集による影響や効果を踏まえ、戸別収集実験事業対象エリアを追加することとしました。また、戸別収集実験事業を行っているものの、燃やせないごみ及び資源物の集積場所が残っていることから、継続して集積場所の管理における負担の偏りを防ぎ適切に管理されるよう取り組みを行いました。

【施策6 持続的な中間処理と最終処分の実施】

■計画的なごみ処理施設の整備では、粗大ごみ処理施設について、令和 8 年 4 月からの供用開始に向け、特別目的会社(SPC)をはじめとする関係者との設計及び運営に関する協議を進めました。また、ごみ焼却処理施設の延命化または更新の検討について、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議にて情報交換を行いました。

■中間処理施設の適正管理では、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設における各設備の保守点検や修繕を実施し、適正な維持管理を行うとともに、定期的な排出ガス等の環境測定を実施し、その結果を地元住民に報告しました。また、寒川広域リサイクルセンターについても、長期包括運営責任業務委託における運営全体会議やセルフモニタリングを通じ、適正な管理を行いました。

■中間処理施設におけるリサイクルの推進では、粗大ごみ処理施設の新施設試運転に伴う処理により、磁選機による鉄・アルミの回収量は前年度に比べ 88t増加し、回収率も 2.3 ポイント増加しました。さらに、焼却残渣の再資源化を推進し、再資源化量は前年度に比べ 21.3%増加しました。

■最終処分場の適正管理では、各設備の保守点検及び修繕を実施し、適正に管理するとともに、定期的な水質検査等の環境測定を実施し、その結果を地元住民に報告しました。また、最終処分場周辺の水質調査の結果や道路等のインフラ整備の進捗状況について、年2回の定例報告会で地元団体へ報告しました。

【施策7 災害に強いごみ処理システムの構築】

■災害発生時の迅速な体制の整備では、県主催の訓練や研修への参加、協定締結先との連絡会議開催により、平時からの連携を深め、災害発生時における対応力や広域連携の体制の強化を図りました。

■感染症まん延時における処理体制の整備では、ごみ収集はいかなる状況でも止めてはならない業務であるため、あらゆる災害や感染症等のケースを想定しつつ、業務を継続できる体制を整えました。

取組の課題

【施策5 社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築】

- 安全で確実な収集運搬の実施では、運行に関して学校や地域、道路管理者等との調整や狭い道幅や見通しの悪い場所等の対処が必要となっています。
- 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討では、新たに建築された戸建てや共同住宅のごみについて、地域の集積場所での受け入れが課題となっています。

【施策6 持続的な中間処理と最終処分の実施】

- 中間処理施設の適正管理では、製品プラスチックが資源回収されることによるごみ質の変化に対する設備への影響の把握が必要となります。また、旧粗大ごみ処理施設の早期の解体についても課題となっています。

今後の方向性

【施策5 社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築】

- 安全で確実な収集運搬の実施では、道路状況の変化や地域からの要望等を踏まえ、収集車両運行マニュアルの更新を行い、職員全員が安全な運転を徹底できる体制を維持してまいります。
- 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実では、迅速な対応と適切な認定を継続するとともに、戸別収集と安心まごころ収集の役割を整理し、安心まごころ収集については支援に特化した運用を進めてまいります。また、さらなる効率化に向け、電子申請システムの導入について検討してまいります。
- 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討では、既設のごみ集積場所を分散や新規設置するにあたっては、丁寧に説明し寄り添いながらも地域で協議し意思決定されるよう促す必要があります。また、戸別収集実験事業での検証をとおして確認することができた戸別収集による影響や効果を踏まえ、本市における戸別収集のあり方をとりまとめてまいります。

【施策6 持続的な中間処理と最終処分の実施】

- 計画的なごみ処理施設の整備では、ごみ焼却処理施設の延命化又は更新に向けた整備方針の検討及び寒川広域リサイクルセンターの令和13年度以降のあり方を検討してまいります。
- 中間処理施設の適正管理では、寒川広域リサイクルセンターは、長期包括運営責任業務委託における全体会議やセルフモニタリングの結果を踏まえ資源物の品質維持や運営体制の確認を継続します。また、ごみ焼却処理施設は、製品プラスチックの分別収集実施に伴い、ごみの焼却発熱量の低下が想定されるため、運転管理の変化へ対応してまいります。
- 中間処理施設におけるリサイクルの推進では、令和16年度に100%資源化を目標に焼却残渣の再資源化を増量する計画です。
- 最終処分場の適正管理では、埋立てが終了した旧最終処分場等は引き続き廃止に向けた環境測定を実施し、現最終処分場は、埋立終了となる令和15年度まで適正な埋立てとその後の適正な維持管理ができるよう保守点検及び修繕を実施します。

【施策7 災害に強いごみ処理システムの構築】

■災害発生時の迅速な体制の整備では、訓練や研修への参加及び連絡会議を通じて災害対応力の強化と協定先との連携強化を図り、災害時に迅速かつ円滑な対応ができる体制の構築に努めます。

■感染症まん延時における処理体制の整備では、感染症まん延時における欠員における勤務時間の調整など、必要な措置を講じてごみ処理体制を確保する体制を整えます。

2. 食品ロス削減推進計画

(1) 基本目標達成状況

項目	方向性	令和 5 年度	令和 7 年度			令和 11 年度	令和 16 年度
		実績 (計画策定時)	実績	目標	達成状況	目標 (中間目標)	目標 (最終目標)
家庭系食品ロス量(t)	↘	5,200t	5,048t	5,027t	×	4,680t	4,247t
事業系食品ロス量(t)	↘	1,020t	1,000t	1,020t	○	1,020t	1,020t
食品ロス抑制率(%)	↗	59%	—	—	—	69.5%	80%

注1) 達成状況は、当該年度の目標値と実績値を比較します。

(2)各施策の実施状況

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

本市の食品ロスに関する調査により「もったいない」を把握します。また、他自治体等の「もったいない」対策を把握します。

施策	
1 食品ロス削減に関する調査の実施	1-1 食品ロス量の現状把握
	1-2 食品ロス取り組み度(食品ロス抑制率)の把握
	1-3 先進的な取り組みの把握

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
1-1	家庭系食品ロス量	5,048t				
	事業系食品ロス量	1,000t				
1-2	食品ロス取り組み度の把握	—			(実施予定)	
1-3	他自治体における情報収集	会議出席 1回				

取組内容(実績)

【施策1 食品ロス削減に関する調査の実施】

- 食品ロスの現状把握では、令和7年度ごみ排出量及び令和5年度組成分析調査結果を基に、家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量の推計を実施しました。
- 食品ロス取り組み度(食品ロス抑制率)の把握では、消費者庁が実施する調査結果を活用し、市民の食品ロスに関する意識や行動の動向把握に努めました。
- 先進的な取り組みの把握では、環境省主催の食品リサイクルに関するオンライン会議への参加や、食品ロスに関する地方公共団体の取組事例及び神奈川県食品ロス削減推進計画の改訂内容について情報収集・把握を行いました。

取組の課題

【施策1 食品ロス削減に関する調査の実施】

- 食品ロスの現状把握では、定期的なごみの組成分析調査や家庭や事業者における食品ロスに関する意識や行動を調査することで更なる食品ロスの実態を把握する必要があります。

今後の方向性

【施策1 食品ロス削減に関する調査の実施】

- 食品ロスの現状把握では、引き続き毎年度の推計量を算出するとともに、最新の食品ロス量について各種啓発機会により市民へ周知し、更なる食品ロス削減を訴えてまいります。
- 食品ロス取り組み度(食品ロス抑制率)の把握では、引き続き国(消費者庁)の最新の動向調査を注視し、次回の本市アンケート実施に向けて、社会情勢の変化に対応した調査項目検討を進めてまいります。

■先進的な取り組みの把握では、国などが主催するセミナー等で情報収集するほか、食品ロスにまつわる国や県の動向を引き続き注視し、当市の今後の施策展開につなげてまいります。

基本方針Ⅱ 「もったいない」意識の醸成

各媒体による情報提供・啓発を行い、家庭や事業所、イベントや教育の場などで食品ロス削減に向けた機運を高めていきます。

施策	
2 情報発信・普及啓発の充実	2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実
	2-2 事業系食品ロス削減のための情報発信の充実
	2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施
3 食品ロスを題材とした食育の推進	3-1 家庭・地域での食育活動の展開
	3-2 学校・保育所での食育活動の展開

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
2-1	食品ロス削減の周知・啓発	ごみ通信ちがさき発行 118,000 部				
2-2	チラシ配布数 飲食店組合加盟数	1,900 部 258 店舗 (R8.1 時点)				
2-3	イベント参加回数	4 回				
3-1	食品ロス削減に関する啓発媒体掲出回数	4 回				
3-2	食品ロスを題材とした給食だより発行回数	9 回				
3-2	公立保育園 6 園の平均残食率(R8.3 時点)	5.1%				

取組内容(実績)

【施策2 情報発信・普及啓発の充実】

■家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実では、食品ロス削減月間における SNS での情報発信や、環境学習における食品ロスを題材とした学習プログラムの実施、啓発紙「ごみ通信ちがさき」への「3 ない運動」に関する記事掲載、デジタル消費生活展への参加などを通じて、食品ロス削減に向けた啓発を行いました。

※3 ない運動:「買いすぎない!」、「作りすぎない!」、「食べ残さない!」の 3 つの「ない」を指します。

■事業系食品ロス削減のための情報発信の充実では、商工会議所を通じて防災備蓄品の活用に関するチラシの周知を行ったほか、年末年始の会食機会における「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンについて、飲食店組合へ協力を依頼し、食品ロス削減に向けた啓発を実施しました。

■イベント等での情報発信・普及啓発の実施では、環境月間パネル展、図書館で学ぶ「気候変動と SDGs」パネル展、環境フェアなど市主催のイベント及び民間事業者主催イベント(イオンえらぼうフェア)への出展協力を通じて、

本市の食品ロス量や「3 ない運動」、フードドライブの取組についてパネル展示による普及啓発を実施しました。

【施策3 食品ロスを題材とした食育の推進】

■家庭・地域での食育活動の展開では、食品ロスについて理解を深め、削減に向けた行動につなげることができるよう、10 月の食品ロス削減月間に合わせ、庁舎ロビー及びエレベーターのサイネージ、ポスター掲示を活用した普及啓発を実施しました。

■学校・保育所での食育活動の展開では、市内小・中学校において、給食だより等を通じた食育活動や、残食調査結果を活用した食品ロス啓発、エコクッキングの紹介、サステナブル授業と給食の連携など、多角的な取り組みにより児童・生徒への意識啓発を図りました。また、公立保育園 6 園においては、食育年間指導計画に「食品ロスに関しての知識を持てるような環境作りをし、食べ物大切さを知らせていく」を位置づけ、啓発活動を実施しました。残食率は減少傾向となっており、最も残食率が高かった 1 園では、12.1%を超えていた残食率が、令和 8 年 3 月時点で 7.1%まで低下しました。

取組の課題

【施策3 食品ロスを題材とした食育の推進】

■学校・保育所での食育活動の展開では、保育所では、主体性保育を全園進める中で、「残さず食べること」の強制はできないことや、内容が難しく対象年齢を 5 歳のみとしているため、幅広く食育に取り込むことが難しく、現状の課題となっています。

今後の方向性

【施策2 情報発信・普及啓発の充実】

■家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実では、あらゆる手段を引き続き活用しながら、課題解決に向けた効果的な情報発信を進めてまいります。

■事業系食品ロス削減のための情報発信の充実では、引き続き関係者に協力を依頼しながら事業系食品ロスの削減を推進してまいります。

■イベント等での情報発信・普及啓発の実施では、引き続き様々な啓発機会を捉え、食品ロス削減に向けた効果的な情報発信と普及啓発を進めてまいります。

【施策3 食品ロスを題材とした食育の推進】

■家庭・地域での食育活動の展開では、食品ロス削減に向けた意識啓発を継続するとともに、啓発媒体や内容を工夫し、市民の具体的な行動変容につながる効果的な周知を図ってまいります。

■学校・保育所での食育活動の展開では、引き続き給食だより等により、食品ロスに対する児童・生徒の理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。また、引き続き栄養士の出張等や保育士により、食品ロスに対する園児の理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

基本方針Ⅲ 「もったいない」対策の実践

フードドライブなどの枠組みの構築や実行に加えて、家庭や事業所から排出される食品廃棄物のリサイクルを支援することなど、多角的に「もったいない」対策を実践します。

施策	
4 「もったいない」から「ありがとう」へ	4-1 フードドライブの促進
	4-2 フードドライブの実施支援
	4-3 フードシェアリングの検討
5 食品廃棄物の削減	5-1 生ごみダイエツト支援(再掲)
	5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援
	5-3 食品廃棄物のリサイクルの推進

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
4-1	フードドライブ寄附実績 フードドライブ寄附重量	83 名 15 事業者等 754 kg				
4-2	のぼり旗貸出し実績	3 団体				
4-3	フードシェアリングの検討	—				
5-1	ごみ処理基本計画に掲載 (1-3 生ごみの削減)					
5-2	市町村間協議支援事業者数(排出事業者数) 排出量	3 者(7 者) 155t				
5-3	庁内周知及び導入の推進	1 回				

取組内容(実績)

【施策4 「もったいない」から「ありがとう」へ】

- フードドライブの促進では、通年でフードドライブを実施し、市民 83 名及び 15 事業者・団体から、合計 754kg の食品の寄附を受け付けました。
- フードドライブの実施支援では、のぼり旗(「フードドライブ実施中」)の貸し出しを実施し、3 団体へ貸し出しを実施しました。
- フードシェアリングの検討では、近隣自治体におけるフードシェアリングの導入状況・運用手法について調査・情報収集を実施しました。

【施策5 食品廃棄物の削減】

- 事業系食品廃棄物のリサイクルの推進では、事業者より食品リサイクルの申し出があった際には、食品リサイクル施設が所在する関係自治体との連携を密にし、廃棄物処理法に基づく市町村間協議を適切に実施しました。
- 食品廃棄物のリサイクルの推進では、市が一事業者として率先してごみ減量に取り組むことの一環として、食品廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進について庁内へ周知しました。

取組の課題

【施策4 「もったいない」から「ありがとう」へ】

- フードシェアリングの検討では、導入に伴う予算措置や、食品関連事業者の状況・ニーズ把握、導入による影響の整理などが課題となっています。

今後の方向性

【施策4 「もったいない」から「ありがとう」へ】

- フードドライブの促進では、寄附者や寄附量の拡充に向け、市が率先して通年で食品の受入窓口となり、市民などが気軽に食品を持ち込める環境を維持するとともに、フードドライブの更なる普及・定着を図ってまいります。
- フードドライブの実施支援では、引き続きのぼり旗の貸し出し等を通じて、民間(事業者・団体)が主体となったフードドライブの実施を促進し、食品ロス削減に向けた取り組みの裾野を広げてまいります。
- フードシェアリングの検討では、課題が多岐にわたることから、先行自治体の動向を注視しながら、本市における導入の必要性や可能性について引き続き検討してまいります。

【施策5 食品廃棄物の削減】

- 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援では、引き続き食品リサイクルの導入を検討している事業者に対し、行政として積極的に市町村間協議による支援を実施してまいります。
- 食品廃棄物のリサイクルの推進では、市が率先して食品廃棄物の発生抑制やリサイクルに取り組むことで、行政における環境配慮行動の推進につながるよう、引き続き庁内への周知を図ってまいります。

3. 生活排水処理基本計画

(1) 基本目標達成状況

項目	方向性	令和 5 年度	令和 7 年度			令和 11 年度	令和 16 年度
		実績 (計画策定時)	実績	目標	達成状況	目標 (中間目標)	目標 (最終目標)
生活排水処理率(%)		97.6%	97.8%	98.1%	×	98.4%	98.8%

注1) 達成状況は、当該年度の目標値と実績値を比較します。

(2)各施策の実施状況

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

公共下水道(汚水)の計画的な整備と合併処理浄化槽の普及促進により、公共用水域への環境負荷を低減し、水環境を保全します。

施策	
1 公共下水道による処理の推進	1-1 公共下水道(汚水)の整備の推進
2 合併浄化槽による処理の推進	2-1 合併処理浄化槽の普及促進

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
1-1	公共下水道の整備面積	0.45ha				
	公共下水道の整備延長	240.24m				
	汚水整備率	98.22%				
2-1	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付実績	0 基				

取組内容(実績)

【施策1 公共下水道による処理の推進】

■公共下水道(汚水)の整備の推進では、面整備 0.45ha、整備延長 240.24m を整備し、公共下水道処理区域面積 2240.42ha、汚水整備率 98.22%となりました。

【施策2 合併浄化槽による処理の推進】

■合併処理浄化槽の普及促進では、目標 2 基(5 人槽規模 2 基)(転換設置)に対し、補助は 0 基でした。従来行っていた合併処理浄化槽への転換促進のチラシ送付に加えて、小出支所や小出地区コミュニティセンターでのチラシ配架、広報紙や X(旧 Twitter)、LINE を活用した周知を行ったほか、小出支所に来庁した小出地区在住の市民に制度周知・説明を実施するとともに、ホームページの内容を増補するなどより丁寧な周知を行い、さらに相談に対しても随時対応していましたが、交付申請には至りませんでした。

取組の課題

【施策2 合併浄化槽による処理の推進】

■合併浄化槽の普及促進では、市の補助金を活用してもなお自己負担金が高額となることから合併処理浄化槽への転換をためらう市民が多くいるのが現状です。

今後の方向性

【施策1 公共下水道による処理の推進】

■公共下水道(汚水)の整備の推進では、汚水面整備率 100%を目標に据えて、着実に整備を進めてまいります。

【施策2 合併浄化槽による処理の推進】

■合併浄化槽の普及促進では、引き続き SNS の活用のほか、小出支所に来庁した小出地区在住の市民に個別に制度周知・説明を継続実施するとともに、市庁舎コミュニケーションウォールの活用など、様々な手段を活用して事業周知を行ってまいります。

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

あらゆる媒体や機会を活用し、きめ細やかな情報発信と周知啓発を継続することで、水環境の保全を推進します。

施策	
3 きめ細やかな情報発信	3-1 情報発信の充実
4 水環境保全の推進	4-1 下水道接続(切り替え)の周知啓発
	4-2 浄化槽の適正な維持管理の推進

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
3-1	イベント参加人数	35 人				
4-1	チラシ配布枚数	993 枚				
4-2	浄化槽管理者への法定検査通知件数	702 件				
	法定検査による指導件数	18 件				

取組内容(実績)

【施策3 きめ細やかな情報発信】

■情報発信の充実では、こどもタウンニュースへの記事掲載や下水道ふれあいまつり、環境フェアなどのイベントを活用し、下水道事業を幅広く周知しました。また、従来行っていた合併処理浄化槽への転換促進のチラシ送付に加えて、小出支所や小出地区コミュニティセンターでのチラシ配架、広報紙や X(旧 Twitter)、LINE を活用して周知を行ったほか、小出支所に来庁した小出地区在住の市民に制度周知・説明を実施するとともに、ホームページの内容の増補などにより丁寧な周知を行いました。さらに、“夏休み下水道教室「水のたびに出かけよう」”を実施し、柳島水再生センターの施設見学や下水道 DVD 上映、顕微鏡観察、簡易水質実験などを行いました。

【施策4 水環境保全の推進】

■下水道接続(切り替え)の周知啓発では、浄化槽や汲み取り式トイレ使用者への下水道接続促進に係るチラシを 993 枚配布しました。

■浄化槽の適正な維持管理の推進では、浄化槽法第7条及び第 11 条により義務付けられている法定検査、同法第 10 条の保守点検実施について周知し、検査において不適正となった浄化槽管理者へ指導しました。

今後の方向性

【施策3 きめ細やかな情報発信】

■情報発信の充実では、様々な媒体による広報、イベントなどの機会を活用した下水道事業の周知を継続して行ってまいります。また、引き続き SNS の活用のほか、小出支所に来庁した小出地区在住の市民に個別に制度周知・説明を継続実施するとともに、市庁舎コミュニケーションウォールの活用など、様々な手段を活用して事業周知を行ってまいります。

【施策4 水環境保全の推進】

- 下水道接続(切り替え)の周知啓発では、引き続き、下水道接続促進に係るチラシを配布してまいります。
- 浄化槽の適正な維持管理の推進では、引き続き法定検査・保守点検の受検促進を通知してまいります。

基本方針Ⅲ 持続的なし尿・浄化槽汚泥処理システムの確保

持続的なし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築し、また、し尿・浄化槽汚泥の適正処理はもとより、計画的なし尿等処理施設の整備を進めることで、持続的なし尿処理システムを確保します。

施策	
5 持続的な収集運搬体制の構築	5-1 収集運搬業務の安定性と体制の整備
6 持続的な中間処理体制の構築	6-1 し尿処理の広域化
	6-2 し尿処理施設の適正管理

取組内容		実績(年度)				
		R7	R8	R9	R10	R11
5-1	年間処理量(し尿・浄化槽汚泥)	8,214 kℓ				
6-1	2市1町の連絡会議	2回				
6-2	寒川町との連絡会議	2回				

取組内容(実績)

【施策5 持続的な収集運搬体制の構築】

■収集運搬業務の安定性と体制の整備では、委託事業者と定期的に協議の場を設け、現場の課題などを共有し、計画的かつ安定的に収集運搬を実施するための体制を整備しました。

【施策6 持続的な中間処理体制の構築】

■し尿処理の広域化では、令和14年度に稼働予定の2市1町広域し尿処理施設整備のため、「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画」を策定しました。

■し尿処理施設の適正管理では、寒川町美化センターの安定的な稼働に向けて必要となる修繕を実施しました。

今後の方向性

【施策5 持続的な収集運搬体制の構築】

■収集運搬業務の安定性と体制の整備では、引き続き、委託事業者と定期的に協議の場を設け、収集運搬業務の安定性と体制を整備してまいります。

【施策6 持続的な中間処理体制の構築】

■し尿処理の広域化では、2市1町で事業スケジュールに沿った事務作業の実施を継続いたします。

■し尿処理施設の適正管理では、安定的な稼働に向けて、引き続き、必要な修繕を実施してまいります。